

瀬戸市休日保育事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第11号

瀬戸市休日保育事業実施規則の一部を改正する規則

瀬戸市休日保育事業実施規則（平成24年瀬戸市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業内容) 第2条 事業内容は、保護者の就労形態等により、原則、平日と同じ理由で継続的に休日において家庭での保育が困難となる児童に対して行う保育サービスとする。	(事業内容) 第2条 事業内容は、保護者及び同居親族の就労形態等により、原則、平日と同じ理由で継続的に休日において家庭での保育が困難となる児童に対して行う保育サービスとする。
2 <省略> (実施施設)	2 <省略> (実施施設)
第3条 事業を行う保育所（ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）</u> は、市長が別に定める。	第3条 事業を行う保育所は、市長が別に定める。
(対象児童) 第4条 事業の対象となる児童は、 <u>法第24条第1項、第5項又は第6項の規定により、市内の保育所に入所している児童であって、かつ集団保育が可能であるものとする。</u>	(対象児童) 第4条 事業の対象となる児童は、 <u>瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）第6条の規定により、現に保育所の入所について承諾を受けている児童であって、かつ集団保育が可能であるものとする。</u>
(費用の徴収) 第6条 市長は、 <u>瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号）第6条第1項、子ども・子</u>	(費用の徴収) 第6条 市長は、 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定に基づき、事</u>

<p>育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項又は法第56条第3項の規定に基づき、事業を利用している児童（以下「利用児童」という。）の保護者から、次の表に定める費用の額を徴収する。ただし、保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）<u>、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）及び法第6条の4に規定する里親に委託された児童がいる世帯（里親委託された児童に限る。）</u>に属するときは、市長は、その全額を免除することができる。</p>	<p>業を利用している児童（以下「利用児童」という。）の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者で、児童と生計を一にしている者をいう。以下同じ。）から、次の表に定める費用の額を徴収する。ただし、扶養義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）<u>及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）</u>に属するときは、市長は、その全額を免除することができる。</p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>備考 <省略></p>	<p>備考 <省略></p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。